

第110号議案

豊川市保健センター条例及び豊川市休日夜間急病診療所条例の一部改正について

豊川市保健センター条例及び豊川市休日夜間急病診療所条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和7年11月28日提出

豊川市長 竹 本 幸 夫

豊川市保健センター条例及び豊川市休日夜間急病診療所条例の一部を改正する条例

(豊川市保健センター条例の一部改正)

第1条 豊川市保健センター条例（昭和56年豊川市条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(設置) 第2条 市民の健康の保持及び増進を図るため、保健センターを <u>豊川市白鳥町兎足1番地の5</u> に設置する。	(設置) 第2条 市民の健康の保持及び増進を図るため、保健センターを <u>豊川市萩山町3丁目77番地の1・77番地の7</u> に設置する。

(豊川市休日夜間急病診療所条例の一部改正)

第2条 豊川市休日夜間急病診療所条例（昭和56年豊川市条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、 <u>休日夜間急病診療所</u> （以下「診療所」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。 (設置) 第2条 急病人の応急診療及び <u>応急歯科診療</u> 並びに <u>障害者の歯科診療</u> を行うため、診療所を_____設置する。 2 診療所の名称及び位置は、次の表に掲げ	(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、 <u>豊川市休日夜間急病診療所</u> （以下「診療所」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。 (設置) 第2条 急病人の応急診療_____を行うため、診療所を <u>豊川市萩山町3丁目77番地の1・77番地の7</u> に設置する。

るとおりとする。

名称	位置
豊川市休日夜間急病診療所	豊川市白鳥町兎足1番地の5
豊川市休日夜間・障害者歯科医療センター	

(診療科目)

第4条 診療科目は、次の各号に掲げる診療所に応じ、当該各号に定める診療科目とする。

- (1) 豊川市休日夜間急病診療所 内科及び小児科
- (2) 豊川市休日夜間・障害者歯科医療センター 歯科

(診療科目)

第4条 診療科目は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 内科
- (2) 小児科

附 則

この条例は、令和8年7月27日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、豊川市総合保健センター（仮称）の供用開始に伴い、豊川市保健センター及び豊川市休日夜間急病診療所の位置を変更するとともに、急病人の応急歯科診療及び障害者の歯科診療を行うため、豊川市休日夜間・障害者歯科医療センターを設置する必要があるからである。